

事 務 連 絡  
平成 27 年 4 月 10 日

公益財団法人全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

### 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルの改訂について

日頃から、廃棄物・リサイクル対策の推進について御理解・御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月に定めました「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」（以下「運用マニュアル」という。）及び「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q&A 集」（以下「Q&A 集」という。）を別添のとおり改訂しましたので、御了知ください。

なお、各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）に対して別添のとおり同趣旨の事務連絡を发出していることを申し添えます。

### 記

#### 1 運用マニュアルの改訂ポイント

- (1) 法人、個人に関する基礎情報の公表について、その記載例を修正したこと。  
＜運用マニュアル P17 参照＞
- (2) 運搬施設に関する事項の公表について、運搬車の排ガスレベルの見方の表を更新したこと。  
＜運用マニュアル P30～P31 参照＞
- (3) 処理施設に関する事項の公表について、産業廃棄物の種類ごとの主な処理方法の表を修正したこと。  
＜運用マニュアル P33 参照＞
- (4) 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の公表について、放流水のその他の項目の表を修正したこと。  
＜運用マニュアル P52 参照＞
- (5) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類について、認定証見本を更新したこと。  
＜運用マニュアル P82 参照＞
- (6) 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類について、加入証見本を更新したこと。  
＜運用マニュアル P83 参照＞
- (7) 都道府県・政令市における事務負担の軽減について、優良認定付きの先行許可証の概念を追記したこと。

<運用マニュアル P96 参照>

- (8) 許可更新の期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について（産廃課長通知）を追記したこと。

<運用マニュアル P96 参照>

- (9) 優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリットについて、優良さんぱいナビのURL及び説明書きを修正したこと。

<運用マニュアル P97 参照>

- (10) 環境配慮契約法に基づく有利な取扱いについて、基本方針解説資料のURLを修正し、必要申請書類及びチェックリストのURLを追記したこと。

<運用マニュアル P98 参照>

## 2 Q&A集改訂のポイント

- (1) 法人・個人に関する基礎情報の公表について、代表者、役員等の氏名及び就任年月日、運搬施設の種類等及び組織・人員配置は、一年に一回以上の頻度で更新することとされているが、これらの情報に変更がない場合に、「〇〇年〇〇月〇〇日現在」などの時点表示がないことのみをもって、基準不適合と判断されないための書きぶりとしたこと。

- (2) 財務諸表に関する事項の公表について、Q&Aを2題追加したこと。

- (3) 環境配慮の取組に係る基準について、Q&Aを1題追加したこと。

- (4) 電子マニフェストに係る基準について、Q&Aを1題追加したこと。

### 【別添資料】

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成27年3月改訂版）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01\\_inst-1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst-1.pdf)

- ・優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q&A集（平成27年3月改訂版）

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01\\_inst-qa-1.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/attach/manual01_inst-qa-1.pdf)

### 【担当】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課 水谷、鳥居  
電話：03-3581-3351（内線 6879）  
FAX：03-3593-8264  
E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp